

白山市 緑化推進事業について

○ 事業の目的

白山市は、「緑の募金」の一部を活用し、樹木を植栽し、市内の緑化を推進するため、市内の町内会へ緑化事業を委託する。

○ 実施主体

白山市（主管課：産業部森林対策課）

○ 委託対象

白山市内の町内会

○ 委託条件

- ・公共の用地（公園、広場等）で、町内会で継続的に管理ができる場所であること。
- ・樹木を植栽する事業であること。（既存樹木の肥料代や管理費、飲食費は不可）
- ・町内会が植栽を行うこと。（業者委託は不可）
- ・植栽場所に事業実施を示す普及標柱を設置すること。

○ 申請方法

「白山市緑化推進事業選定申請書」（様式1）により森林対策課へ申請するものとする。

○ 選定

申請の事業費合計が年度予算額を超える場合は、市で抽選を行い選定する。選定後は速やかに委託町内会へ「白山市緑化推進事業選定通知書」（別紙2）により通知する。

○ 申請及び問い合わせ先

白山市産業部森林対策課（鶴来支所内2階）

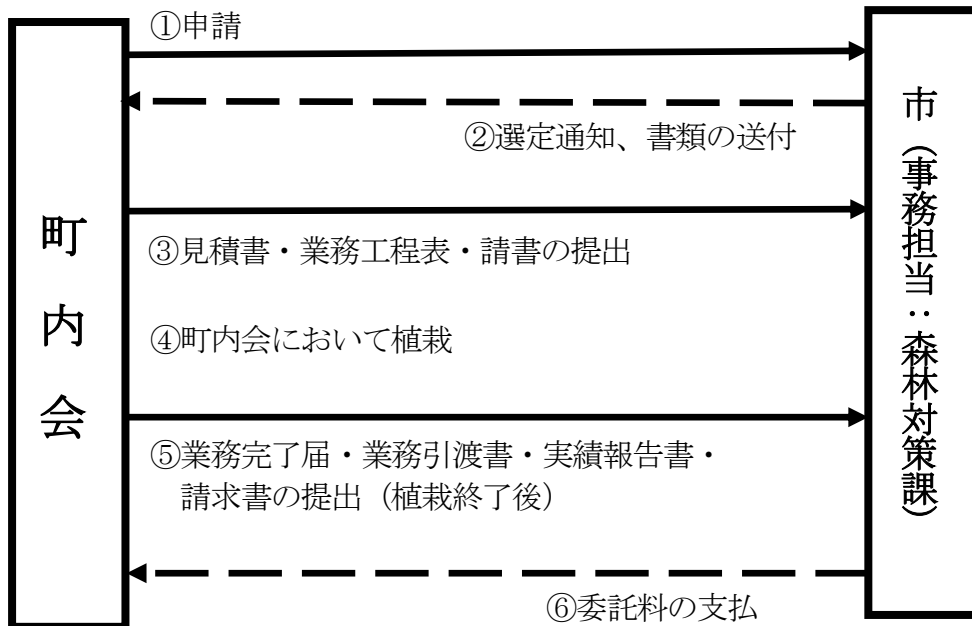
〒920-2121

白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地

TEL：076-272-1965

FAX：076-272-2752

【事業・事務の進め方】



② (見積書、業務工程表、請書の提出)

選定された町内会には、選定通知とあわせて書類一式を送付しますので、内容をご記入及び押印の上、提出いただきます。

⑤ (業務完了届、業務引渡書、実績報告書、請求書の返信)

植樹が終了したら、業務完了届等の書類を提出していただきます。(写真や購入した資材等の領収書のコピーも必要となります。)

⑥ (委託料の支払)

送付していただいた書類等を確認後、委託料の支払いとなります。(書類提出後1ヶ月程度かかります。)

【その他】

(標柱及び看板の設置)

本事業は「緑の募金実施要領」に基づく事業のため、標柱の設置が必要となります。標柱(1本16,500円)も事業費に含めて申請をお願いします。なお、同じ場所に昨年度も植樹し標柱を設置した場合は、簡易な看板の設置で結構です。(1枚4,400円)

看板の発注は、一括して森林対策課で致します。お手数ですが、選定通知が届きましたら森林対策課まで取りに来てください。その時に請求書もお渡ししますので、支払いは町内会でお願いします。(標柱か看板かは選定通知書に記載します。)